

平成21年度 第3回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成21年8月18日（火）午後3時00分開会
午後5時00分閉会

2 出席者（五十音順）

審議会委員	饗	庭	伸
	加	藤	幸枝
	亀	山	章
	杉	山	恵美
	高	谷	時彦
	田	中	友章
	竹	内	章
	田	村	晴子
	横	山	貫治

3 議事日程

- 日程第1 平成21年度第2回景観審議会の会議録の確認について
日程第2 府中市景観ガイドライン（緑化編）（案）について
日程第3 その他

4 議事

- (Ⅰ) 日程第1 平成21年度第2回景観審議会の会議録の確認について
【審議結果】 会議録の確認を行った。

- (Ⅱ) 日程第2 府中市景観ガイドライン（緑化編）（案）について

ア 【審議結果】 継続審議とする。

イ 審議会意見

- (ⅰ) p1の「景観ガイドライン（緑化編）の位置づけ」について、言葉の表現のなかで、「市民・市・事業者」となっている箇所が2箇所ある。これについては、他の市の刊行物等に合わせた表現とするべきである。
- (ⅱ) p1の「景観ガイドライン（緑化編）の使い方」について、各項目に「本ガイドラインの第○章を参照し」という記述がみられるが、「第○章」については特に記述の必要がない。
- (ⅲ) p2の「対象とする緑の種類」について
- a 「緑」の定義については、草木で覆われた状態をいうものである。
- b 「環境保全型緑化」といっているものについては、「生物多様性

保全緑化」という表現に改めたほうがよい。

c 「施設帯緑化」については、環境施設帯があり、これの緑化と混同しかねないので表現を改めたほうがよい。

d 「庭園」という表現については、住宅についてはよいのかもしれないが、集合住宅にはそぐわない表現であり、検討する必要がある。

e 「屋上（屋根）緑化」となっているが、屋根も含めて屋上としてよい。

f それぞれの緑化の箇所の名称については、よく検討する必要がある。

g 「本ガイドラインを参照し、良好なまち並み景観のために緑化を効果的に行い、府中らしい緑の景観となるよう計画してください。」という表現については、繰り返しになるため、削除したほうがよい。

h 「緑化」の定義について、「～緑を植えたり、育てたり、良好な状態に保つこと～」として定義されているが、これについては、農地や農作業等についても含むものなのか、検討が必要である。

(i) p 3 及び p 4 の「効果的な緑化の例」について

a 表題について、ここで記載されているものは、緑の機能や効果についてであるので、「緑の機能と効果」という表題に改めたほうがよい。

b ここに記載されている写真については、あまり意味のないものであるので、削除したほうがよい。

c 各項目について、「～緑化」という表現でまとめられているが、ここで記載されているのは、「緑」であるので、「～緑」という語尾でまとめたほうがよい。

d 「① 都市の魅力を高める緑化」について、本文中の「身近な生活環境の中にある緑は象徴やランドマークとして～」という表現は、「都市のランドマークとして～」という表現に改めたほうがよい。

(ii) p 5 の「府中市における緑の成立ちと特性」について、本文中に「国の天然記念物である馬場大門のケヤキ並木や、大國魂神社をはじめとした～」という表現があるが、馬場大門のケヤキ並木は、大國魂神社の境内であるので、この表現はおかしい。

(iii) p 7 の「府中市が目指す緑の景観づくりの目標」について

a 緑の景観づくりの目標について、3点あげられ、「～緑化」という表現でまとめられているが、緑の景観の目標であるので、語尾は「～緑」としたほうがよい。

b 「目標1 武蔵野の面影を伝える緑と調和した緑化」について

(a) 本文中に「武蔵国の時代には、この地域には萱原が広がっていましたが～」という表現があるが、これにはいろいろな説があり、一概に萱原であったとは、言い切れないので削除したほうがよい。

(b) 本文中に「～こうした林は、燃料革命後は雑木林と呼ばれ～」という表現があるが、燃料革命以前にも言われていたので、この表現は削除したほうがよい。

- (c) 本文中に「また、馬場大門のケヤキ並木を始め、社寺や旧街道沿いの屋敷には、まとまった樹林が残されていましたが、いずれもケヤキが構成の中心になっているのが特徴です。」という表現があるが、馬場大門のケヤキ並木と後ろの文章とは合わないため、削除したほうがよい。
- c 「目標3 維持管理の協働による持続性のある緑化」について
 - (a) 本文中に「緑は無機質な構造物とは異なり、こまめな維持管理が必要です。」という表現があるが、構造物も維持管理が必要であることから、「良好な景観を保全するためには、緑の維持管理が不可欠です。」という表現に改めたほうがよい。
 - (b) 本文中に「府中市では、市民、市、事業者の協働による維持管理により～」という表現があるが、これは、「市民、事業者、市の協働により～」という表現に改めたほうがよい。
- (d) p 8の「緑化の基本的な考え方」について
 - a 各項目について、「～緑化」という表現でまとめられているが、緑化することが前提の話であるので、動詞表現の語尾に改める。
 - b 「① まち並みの魅力を高める緑化」及び「② 効果的なまとまりをもった緑化」について
 - (a) 緑の機能や効果を高めるという表題に改め、これら二つの文章を組み合わせる再検討したほうがよい。
 - (b) 建築物の配置や形状と合わせた緑化についても検討する必要がある、文言に追加する必要がある。
 - c 「③ 緑の連続性を育成する緑化」について、表題を「② 緑の連続性に配慮する」と改めたほうがよい。
 - d 「④ 次世代に引き継ぐことのできる緑化」について
 - (a) 表題を「③ 地域の自然と調和させる」と改めたほうがよい。
 - (b) 一番重要なことは、従前の条件を生かし、樹木等を現地にそのまま保全することであり、それが難しいようであれば、移植を検討する。それも難しければ、樹木を選定し植えるというような流れになる。このようなことを記載すべきである。
 - e 「⑤ コミュニティを育成する緑化」について、こちらでは、緑化を行うことが、地域のコミュニティを育てることになるというような内容に本文を改めるべきである。
- (e) p 9からp 28の「4 緑化指針」について
 - a 対象空間別の緑化指針と地域分類別の緑化指針が記載してあるが、どちらも同じようなことが記載されている。その場合はどちらかが必要なくなると考えられるが、本ガイドラインにおいては、対象空間別の緑化指針においては、全地域共通の指針を示し、地域分類別の指針においては、その区域においての指針を示したほうがよい。
 - b 対象空間別の緑化指針、地域分類別の緑化指針に分ける記載の仕方は、見る人の目線に合わせた書き方となっている。事業主体別に

記載する書き方もあるが、本ガイドラインにおいては、見る人側に
たって記載した書き方のほうがよい。

c 対象空間別の緑化指針、地域分類別の緑化指針に分けて記載する
にあたって、各項目にどのようなことが書かれているのかわかりや
すくするため、一覧表を作り、内容を精査する必要がある。

d 対象別緑化指針、地域分類別の緑化指針ともに、記載されている
内容が、注意事項と方針が一緒に記載されているため、注意事項は
他にまとめる等の記載の工夫が必要である。

e 方針や指針のそれぞれについて、文末の語尾が「～緑化を行う。」
という表現が多く見られる。緑化を行うことが前提であるため、「緑
化を行う。」という表現は、とくに記載の必要がない。

f p 9 の空間の分類分けについて

(a) 大規模空間において、分類されている学校や事業所については、
図をみると建物が建っている敷地となっていない。大規模空間の
分類分けについては、再検討されるべきである。

(b) 接道空間の考え方については、用地について記載されているも
のもあれば、空間について記載されているものもあるため、再検
討しなおしたほうがよい。

(c) 空間の分類分けについては、考え方を再検討する必要がある。

g p 10 及び p 11 の「道路空間の緑化」について

(a) 全体方針にて記載されている「耐火性のある樹種を積極的に植
栽するなど、災害時の延焼防止効果や避難路としての防災機能を
高める緑化を行い、安全なまちを形成する。」という記述につい
ては、災害時において、防災機能を果たしえない可能性を持って
いるので、よく検討されたほうがよい

(b) 道路空間には、ガードレールや防犯灯、街路灯といったものが
存在する。これと一体的に整備するような考え方が必要である。

h p 12 及び p 13 の「接道空間の緑化」について

(a) 個別方針の中で「建物の設備や駐輪場、駐車場の周囲は緑化に
より遮蔽するとともに、敷地内の地盤面は芝生等による緑化を積
極的に行う。」という記載がある。設備や駐輪場、駐車場を遮蔽
するこの考え方は非常に重要であり、大事に扱う必要がある。

(b) 「建物の設備や駐輪場、駐車場の周囲は緑化により遮蔽～」と
いう記載について、遮蔽という表現については、修景という表現
に改めるべきである。

i p 19 及び p 20 の「大國魂神社・ケヤキ並木周辺景観形成推進
地区」について、個別方針の文中に「まち並みに変化を与え、～」
という記載がある。これについては、どのような緑化をするのかが
わかりにくい。

(k) p 29 の「届出に係る事前協議」について

a 緑化については、専門性が強いいため、本ガイドラインを読めばす

ぐにできるというものではないため、ここに記載されているような、専門委員によるアドバイスが必要であると考えられる。

- b 開発される敷地が、更地になる前に、本ガイドラインが機能するような仕組みを検討することが必要である。
- c 一定以上の樹木を含んでいる敷地について、建築や開発等が行われる場合には、なんらかの形で協議するような仕組みが必要である。
- d 景観重要樹木について、指定にいたるまで現状においては難しいと考えられる。まちのシンボルとなっている樹木等については、指定に至るまでの前段階的な登録制度等を設ける等の仕組みを作っていく必要がある。

(3) 日程第4 その他について

ア 府中インテリジェントパーク景観協定の報告を行った。

イ コモンステージ武蔵府中（杜季の街）景観協定の報告を行った。

ウ 平成21年8月21日、22日に行われるケヤキフェスタ2009と合わせて、フォーリスで景観ガイドライン（緑化編）（案）について、掲示を行うことを報告した。

エ 次回の開催日について日程調整を行った。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

亀

山

章

委 員（竹内委員）

竹

内

章